○皇學館大学 質保証・質向上委員会規程

(設置・目的)

- 第1条 皇學館大学に、皇學館大学自己点検・評価規程第3条第1号の規定に基づき皇學館大学質保証・質向上委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、皇學館大学内部質保証システム実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条に定める PDCAサイクルの自己点検・評価結果に基づき教育研究活動等又は管理運営等の状況の改善・向 上支援に努める全学の内部質保証の推進を目的とする。

(構 成)

- 第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 各学部長
 - (5) 学生部長
 - (6) 附属図書館長
 - (7) 教育開発センター長
 - (8) 研究開発推進センター長
 - (9) 大学事務局長
 - (10) 大学事務局総務部長
 - (11) 大学事務局財務部長
 - (12) 学生支援部長
 - (13) 大学事務局企画部長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、学長がその任にあたる。
- 3 委員会に副委員長を置き、学長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第14号委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運 営)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同 数のときは、議長が決する。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 全学的なPDCAサイクルの評価基本方針、内部質保証システムの実施体制、実施方法及び点検・評価項目に関すること。
 - (2) 皇學館大学内部質保証システム実施要綱(以下「実施要綱」という。)の進捗管理に関すること。
 - (3) 皇學館大学外部評価委員会に関すること。
 - (4) 実施要綱第3条に定めるPDCAサイクルの各実施責任者から提出された報告をもとに、全学的観点で行う自己点検・評価及び報告書作成に関すること。
 - (5) 自己点検・評価結果に基づく改善及び向上支援に関すること。
 - (6) その他内部質保証の推進に関すること。

(評価結果の公表等)

- 第6条 委員会は、報告書を教学運営会議に報告し、学長をとおして理事長に報告を行うものとする。
- 2 委員会は、自己点検・評価の実施結果について定期的に公表するものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、大学事務局企画部において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て教学運営会議が行う。

附則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附則

この規程は、平成29年10月19日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程(平成7年4月1日)、学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程(平成7年4月1日)、及び学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程(平成7年4月1日)は、平成31年3月31日付で廃止する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。